

証券コード1301
平成23年6月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 多 田 久 樹

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいますと、平成23年6月23日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

68ページから69ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト

(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第88期〔平成22年4月1日から平成23年3月31日まで〕 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期〔平成22年4月1日から平成23年3月31日まで〕 計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

招集にあたっての決定事項

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyokuyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国の経済成長や政府の景気刺激策により、一部の業種に持ち直しの兆しも見られましたが、足もとでは円高の進行や、株価の低迷に加え、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いております。さらに東日本大震災の影響が随所に表れるのはこれからであり、先行きの見通しは予断を許しません。

水産・食品業界におきましても、消費者の生活防衛意識による節約志向、低価格志向がますます高まり、厳しい展開となりました。

このような状況のもとで、当社グループは安心・安全な食品を提供することを責務とし、グローバル戦略と加工戦略の更なる推進による事業基盤の強化と収益の確保を重視し、積極的かつ効率的な運営に努めました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告します。

(水産商事事業)

魚食志向の高まりなどから欧米や新興国を中心に水産物の需要は拡大し、年間を通じて市況は比較的堅調に推移しました。こうしたなか、国内外からの積極的な買い付け、販売ルートの開拓に注力するとともに、引き続き鮭やかれいなどの北洋魚の切身製品、かにや海老などの付加価値製品の開発・拡販にも努めました。また新たにグループに加わった海洋フーズ㈱、エス・ティー・アイ㈱が下半期の収益に貢献し、売上、利益とも前期を上回りました。

この部門の売上高は782億円（前期比20.3%増）となりました。

(冷凍食品事業)

水産冷凍食品は、国内向けには寿司種・生食用商品を主として外食ルートに、さばを中心とした骨なし切身・煮魚・焼魚等の加熱用商品を医療食や量販店に拡販し、売上は前期を上回りましたが、利益は前期に及びませんでした。またタイの合弁会社K&U Enterprise Co., Ltd. で製造した冷凍寿司など欧州向け寿司関連商材の販売はユーロ安の影響もあり前期を下回りました。一方、調理冷凍食品は、水産物の海外需要拡大に伴う原料価格高騰の影響と消費者の低価格志向のなかで、売上は前期を下回りましたが、主力商品であるかに風味かまぼこや海老加工品など利益率の良い商材の拡販に努めたことにより、利益は前期を上回りました。

この部門の売上高は423億円（前期比0.05%増）となりました。

(常温食品事業)

原料価格の高騰や空缶など資材の値上がりによる利益圧迫の傾向が一層増加しているなか、主力の水産缶詰や海産珍味類などを中心に量販店や大手コンビニエントなどへの拡販及び新規商材の開発に努めた結果、売上は前期を上回りましたが、利益は若干前期を下回りました。

この部門の売上高は136億円（前期比4.8%増）となりました。

(物流サービス事業)

冷蔵倉庫事業では、営業力強化と事業の効率化・経費の節減に努めた結果、売上、利益とも順調に推移しました。

冷蔵運搬船事業は世界の景気回復の遅れや欧州の経済不安などによる購買力の減少、ラニーニャ現象がもたらす天候不順によるバナナ生産の落ち込み等の要因により国際的な運賃市況の低迷から脱することができず、損失計上のやむなきに至りました。

この部門の売上高は39億円（前期比21.9%減）となりました。

(鯉・鮪事業)

海外まき網事業は、前期に竣工した最新鋭船「第七わかば丸」の通年にわたる順調な操業もあり漁獲量は増加し売上は前期を上回りましたが、かつお魚価の低迷、減価償却費や燃油などの経費増により、利益は前期を下回りました。

本まぐろの養殖事業は、キョクヨーマリンファーム(株)による「本鮪の極」の販売が2年目に入りほぼ予定通りに推移し、単年度黒字化を達成しました。昨年5月に新たに立ち上げたキョクヨーマリン愛媛(株)を含め、本まぐろの成育状況も順調であります。

かつお・まぐろ加工及び販売事業は、国内外からの原料調達ルートの拡充により安定的な原料確保に注力しました。また、新たにグループに加わった極洋フレッシュ(株)を活用した生やチルドでの商品供給など加工体制をより強化し、外食ルートや量販店などへの拡販に努めた結果、売上は前期を上回りましたが、原料高騰などの影響で利益は前期を下回りました。

この部門の売上高は244億円（前期比20.6%増）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は1,627億3千1百万円で、水産商事事業の好調により前期比11.6%の増収となりましたが、利益面では一部事業における市況の低迷、震災の被害等により、経常利益は17億8千3百万円（前期比30.1%減）、当期純利益は5千8百万円（前期比94.6%減）となりました。

なお、当社単独における売上高は1,480億9百万円（前期比10.7%増）、経常利益は21億8千7百万円（前期比3.4%減）、当期純利益は7億6百万円（前期比36.7%減）となりました。

注:当連結会計年度よりセグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号）を適用しているため、事業報告における部門別の記載も同基準に合わせて変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は30億円であり、その主なものは次のとおりであります。

極洋フレッシュ(株)の土地、建物、機械設備等の購入

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

水産・食品業界を取り巻く環境は、引き続き個人消費の低迷、企業間競争の激化など厳しい状況にあります。また食品の安心・安全に対する消費者の関心は一層高まっております。

加えて、今年3月の東日本大震災の影響で、被災地の水産・食品企業は多大な被害を受けました。福島第一原子力発電所の事故は、農水産物などへの放射能汚染、さらには様々な風評被害をも引き起こしております。これから夏場に向けて電力の供給不足が見込まれ電力使用制限、節電など自主行動が求められており、個人から企業活動まで多岐に亘って影響が広がるものと想定されます。

このような状況下にあつて当社グループは、大震災によるダメージを早期に回復し、従来にもましてグローバル戦略と加工戦略の推進によって、水産商事事業、冷凍食品事業、常温食品事業、物流サービス事業、鯉・鮪事業の5つの事業を柱に当社グループが有する独自性・優位性を一層強化し、収益の安定化を確固たるものとするとともに、引き続き成長が期待される関連分野に対する積極的な進出に努めてまいります。

水産商事事業につきましては、永年培ってきたノウハウと国内外の仕入先との信頼関係を礎に、引き続き良質な水産物を安定的に調達してまいります。また、切身やフィレーなど水産加工品については中国における加工拠点の複数化、カントリーリスクを踏まえたタイ、ベトナムなどへの分散化に努めつつ、付加価値商品の取り扱いの増強を図るとともに適時適量買付を徹底し、収益の安定的な拡大に努めてまいります。

冷凍食品事業につきましては、ライフスタイルが多様化するなか、お客様のニーズに合った商品の開発を一層進め、徹底した品質管理体制のもと安心・安全な商品の拡販を図り、収益の安定化を図ります。水産冷凍食品は寿司関連ビジネスにおいて揺るぎない地位を目指します。タイの合弁会社K&U Enterprise Co., Ltd. を核に日本国内や中国、ベトナム、インドネシアなどでの生産体制の強化と商品アイテムの充実にも努めるとともに、寿司種・生食チームを設置し、原料調達から開発販売までグループの総力を結集します。また、冷凍寿司及び煮魚・焼魚などの加熱用商品の販売強化も図ってまいります。調理冷凍食品は主力の水産フライ類、練製品、畜肉製品を中心に他社との差別化を図るとともに、マーケットの変化に応じた新たな商品の開発と未開拓販路の開拓に努めてまいります。

当期よりセグメントを独立させ事業強化に取り組んでおります常温食品事業では、従来の国内加工品を中心とした魚介缶詰だけでなく、極洋水産㈱の海外まき網船の漁獲物を原料としたツナ缶や、農産缶、リカルトパック製品など取り扱う海外加工品の裾野を広げるとともに㈱ジョッキの海産珍味類やスナック菓子類などの新商品の開発と販路拡大にも努めてまいります。

物流サービス事業につきましては、冷蔵倉庫事業において取引先のニーズに的確に応える体制を構築するとともに、一層の営業力強化、業務の効率化を推進してまいります。冷蔵運搬船事業は当期、非常に厳しい海運市況のもとで遺憾ながら損失のやむなきに至りましたが、事業環境の変化に対応した船隊編成と配船を行い、新規航路の開拓に加え、経費の削減、運航効率の更なる改善により来期の黒字転換を目指し注力してまいります。

鯉・鮪事業につきましては、漁獲、養殖、国内外における買付から加工、販売まで一貫した体制による収益安定化を図ります。海外まき網事業では、海外合弁による漁場の確保と操業の更なる効率化、高付加価値製品の生産に努めてまいります。まぐろの養殖事業はまぐろ資源の確保に向け、引き続き規模拡大を目指してまいります。国内外における買付では、国際的な資源管理が強化されるなか永年に亘り取引実績のある仕入先との信頼関係を礎に今後とも安定した調達を図ってまいります。加工及び販売面では新たに当社グループに加わった極洋フレッシュ㈱を活用してチルド、生鮮製品の開発と販路の拡大に努めてまいります。

管理面につきましては、当社の企業理念、行動指針に基づき、企業倫理、法令遵守などのコンプライアンス体制の強化と内部統制システムの整備、効率的運営を推進してまいります。また、情報システムを積極的に活用した業務の省力化と全社的な物流業務の改善・改革、在庫の管理強化によるコスト削減に注力してまいります。さらに短期債格付取得によるCP発行を通し、資金調達の多様化と金利負担の軽減を図ります。また、当社グループが認証取得している環境マネジメントシステム「ISO14001」に基づく環境経営の継続的改善によって資源循環型社会の実現に貢献してまいります。

以上により、消費者に安心・安全な食品を提供し続けることを責務とし、安定的な収益の確保及び財務体質の改善を推進することによって、企業価値の向上と社会貢献を図ってまいりますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第85期	第86期	第87期	第88期
	(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	(平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	(平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売 上 高	147,767	147,554	145,778	162,731
経 常 利 益	2,841	2,873	2,550	1,783
当 期 純 利 益	1,497	1,587	1,086	58
1株当たり当期純利益	13円89銭	14円97銭	10円27銭	55銭
総 資 産	57,373	61,184	64,301	76,925
純 資 産	17,762	17,842	18,538	17,555

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
キョクヨー秋津冷蔵(株)	80	100	冷蔵倉庫業
極洋海運(株)	200	100	海上運送業
極洋商事(株)	60	100	水産物・農畜産物等の買付販売
極洋食品(株)	100	100 (10.0)	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋水産(株)	192	100	海外まき網漁業、かつお・まぐろの加工及び冷蔵倉庫業
キョクヨー総合サービス(株)	10	100	保険代理店業
キョクヨーフーズ(株)	30	100	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋フレッシュ(株)	90	100	まぐろその他水産物等の加工及び販売
キョクヨーマリン愛媛(株)	30	100	まぐろその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーマリンファーム(株)	30	100 (16.7)	まぐろその他水産物の養殖・加工及び販売
エス・ティール・アイ(株)	200	100	水産物・農畜産物等の輸入及び国内販売
海洋フーズ(株)	40	100	さけその他水産物等の加工及び販売
サポートフーズ(株)	50	45	冷凍食品・チルド食品の製造
(株)ジョッキ	60	70	海産物珍味の製造及び販売
Kyokuyo America Corporation (米国)	千米ドル 3,000	100	水産物等の買付販売
K&U Enterprise Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 120	50	冷凍食品の製造及び販売
青島極洋貿易有限公司 (中国)	千米ドル 200	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo Europe B.V. (オランダ)	千ユーロ 250	100	水産物等の買付販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記18社を含め24社であります。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③ その他

平成22年5月、新たにキョクヨーマリン愛媛(株)を設立し、関係会社(連結子会社)としました。

平成22年6月、新たに極洋フレッシュ(株)を設立し、関係会社(連結子会社)としました。平成22年7月21日付で当社はカネサン水産(株)より事業を譲受け、極洋フレッシュ(株)をもって新たに事業を開始しました。

平成22年7月、新たにエス・ティー・アイ(株)を設立し、関係会社(連結子会社)としました。平成22年9月27日付でエス・ティー・アイ(株)は新東京インターナショナル(株)より事業を譲受け、新たに事業を開始しました。

平成22年8月、当社はセバック(株)より海洋フーズ(株)の株式他を譲受け、関係会社(連結子会社)としました。

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、水産物の輸出入・国内買付販売、加工食品及び冷凍食品の製造販売、冷蔵倉庫業、冷蔵運搬船による海上運送業、海外まき網漁業、養殖業を主な事業内容としております。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

(株)極洋	本社	東京都港区
	支社	札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・ 大阪市・広島市・福岡市
	研究所	宮城県塩釜市
キョクヨー秋津冷蔵(株)	本社・事業所	大阪市
	事業所	東京都大田区・福岡市
極洋海運(株)	本社	東京都中央区
極洋商事(株)	本社	東京都港区
極洋食品(株)	本社・工場	宮城県塩釜市
	工場	青森県八戸市・茨城県ひたちなか市
極洋水産(株)	本社・工場	静岡県焼津市
キョクヨー総合サービス(株)	本社	東京都港区
キョクヨーフーズ(株)	本社・工場	愛媛県北宇和郡松野町
極洋フレッシュ(株)	本社・工場	東京都江戸川区
キョクヨーマリン愛媛(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーマリンファーム(株)	本社	高知県幡多郡大月町
エス・ティ・アイ(株)	本社	東京都港区
海洋フーズ(株)	本社・工場	茨城県神栖市
サポートフーズ(株)	本社・工場	北海道小樽市
(株)ジョッキ	本社・工場	東京都練馬区
	工場	埼玉県本庄市・北海道北斗市
Kyokuyo America Corporation	本社	Seattle, Washington, U. S. A.
K&U Enterprise Co., Ltd.	本社・工場	Ampur Muang, Samutsakorn, Thailand
青島極洋貿易有限公司	本社	中国山東省青島市
Kyokuyo Europe B. V.	本社	Luchthaven Schiphol The Netherlands

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別 セグメントの名称	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
水産商事	287	113
冷凍食品	1,709	△364
常温食品	345	31
物流サービス	67	2
鯉・鮪	277	54
その他	25	10
全社(共通)	43	△2
合計	2,753	△156

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員786人)は含んでおりません。
2. 従業員が減少しております主な要因は、冷凍食品事業におけるK&U Enterprise Co.,Ltd.における従業員減です。

② 当社の従業員の状況

区 分		人 員	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
		人	人	歳 月	年 月
職 員	男	423	2	41 6	17 5
	女	110	—	31 7	9 1
	計または 平均	533	2	39 5	16 0

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員89人)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	億円
㈱りそな銀行	92
農林中央金庫	69
中央三井信託銀行(株)	33
三菱UFJ信託銀行(株)	32

- (注) 当連結会計年度における借入残高は397億円であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 437,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 109,282,837株 |
| (内、自己株式数) | 4,247,756株 |
| (3) 株主数 | 24,533名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	6,106	5.81
三井住友海上火災保険(株)	5,701	5.42
(株)りそな銀行	5,234	4.98
農林中央金庫	4,450	4.23
東洋製罐(株)	3,150	2.99
カップ・クリエイト(株)	2,100	1.99
東京海上日動火災保険(株)	2,075	1.97
極洋秋津会	1,572	1.49
中央魚類(株)	1,399	1.33
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,246	1.18

- (注) 1. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。
 2. 当社の所有自己株式は4,247,756株であります。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 上記所有株式のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)、日本マスタートラスト信託銀行(株)の全株は、信託業務に係る株式です。
 4. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第3項の規定より読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成22年11月19日開催の当社取締役会決議に基づき平成22年11月22日から平成23年3月31日の間に772千株(発行済株式総数に対する割合は0.7%)を総額134,870千円にて市場買付により自己株式を取得しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
福井清計	代表取締役社長
多田久樹	専務取締役 (管理部門統括、コンプライアンス担当、企画部・総務部担当)
門田憲一	専務取締役 (事業部門統括、物流サービスセグメント管掌、物流部・業務部担当)
今井賢司	専務取締役 (水産商事セグメント管掌、水産加工第一部・水産加工第二部・水産加工第三部担当)
須藤時廣	常務取締役 (鰹・鮪セグメント管掌、鰹鮪事業部担当)
上居隆	常務取締役 (冷凍食品セグメント・常温食品セグメント管掌、水産冷凍食品部・調理冷凍食品部・常温食品部・品質保証部・商品開発部・塩釜研究所担当、水産冷凍食品部長委嘱)
村上吉男	常務取締役 (経理部担当、経理部長委嘱)
荒砥誠	取締役 (海外事業部担当、海外事業部長委嘱)
※保坂正美	取締役 (総務部長委嘱)
※松行健一	取締役 (常温食品部長委嘱)
細川高稔	常勤監査役
※中山昌生	常勤監査役
※久保光太郎	監査役
千倉信夫	監査役

- (注) 1. ※印は、平成22年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
2. 平成22年6月25日付にて取締役久保光太郎氏及び神保重徳氏は任期満了により退任し、監査役菊田隆氏及び細谷理氏は辞任いたしました。
3. 現任監査役のうち細川高稔及び中山昌生の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役細川高稔氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5. 平成23年4月1日付にて次のとおり異動がありました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
福井清計	代表取締役会長CEO
多田久樹	代表取締役社長
門田憲一	専務取締役 (管理部門統括、物流サービスセグメント管掌、総務部・業務部・物流部・品質保証部・塩釜研究所担当)
今井賢司	専務取締役 (事業部門統括、水産商事セグメント管掌、水産加工第一部・水産加工第二部・水産加工第三部担当)
須藤時廣	常務取締役 (事業部門統括補佐、鰹・鮪セグメント管掌、鰹鮪事業部担当)
上居隆	常務取締役 (冷凍食品セグメント・常温食品セグメント管掌、水産冷凍食品部・調理冷凍食品部・商品開発部担当)
村上吉男	常務取締役 (管理部門統括補佐、コンプライアンス担当、企画部・経理部担当)
松行健一	取締役 (常温食品部担当、常温食品部長委嘱)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 12名 217百万円

監査役 6名 51百万円 (内 社外監査役 3名 39百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 各取締役及び各監査役の報酬等の額は株主総会で決議された報酬枠の範囲内でありませ
3. 上記には平成22年6月25日付にて退任及び辞任した取締役2名及び監査役2名を含めております。
4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことについてご承認をいただいております。この決議に基づき、上記以外に平成22年6月25日付にて退任した取締役1名に対し16百万円、監査役1名に対し15百万円を役員退職慰労金として支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 細川高稔

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち17回に、また当期開催の監査役会6回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

② 監査役 中山昌生

ア. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会において監査役就任後に開催された15回のうち13回に、また当期開催の監査役会において監査役就任後に開催された4回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co., Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止命令を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、以下の「内部統制システムの基本方針」を決議しております(平成18年5月12日初回決議、平成19年4月27日改定決議)。

(内部統制システムの基本方針)

① 当社の企業理念と行動指針

当社は以下の企業理念、行動指針を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

行動指針：1. お客様の満足を得る努力が行動の原点

2. 一人ひとりの英知を結集、気力・体力を駆使し明日へチャレンジ

3. コスト意識の徹底、発想の転換

4. 従業員・株主・社会にとり価値ある企業として発展

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、当社の企業理念、行動指針に基づく企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、取締役・使用人に対しその周知徹底を図る。

コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。

イ. 社長を委員長とする内部監査委員会のもと「内部監査チーム」は各部門のコンプライアンスの状況を監査するとともに業務の改善を指導する。

ウ. 各部署においては、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

エ. 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとする。

オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、コンプライアンス担当部署長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うこととする。

カ. 監査役は当社のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「内部統制チーム」が事業に関連する全てのリスクを網羅する「リスク管理規定」を作成し、リスクカテゴリー毎の責任部署、重点項目を定め、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの管理体制を明確化する。

イ. 「環境保全リスク」については、社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全社の環境保全体制を構築、維持、継続させる。

ウ. 「品質安全リスク」については、「食品事故及び苦情に関する規則」等に基づき、食品事故発生時には全社的にすみやかに対応できる体制を整備する。また、国内、国外の協力工場に関しては品質・安全についての情報の共有化を進める。

エ. 「内部監査チーム」は、各部署毎のリスクの管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

⑥ 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、企業行動憲章をグループ全体の企業行動憲章と位置付け、これを基礎としてグループ各社で業務の実態に対応した諸規程を定めるものとする。

イ. 系列会社管理規則に従い、グループ会社の経営管理を行う。取締役はグループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、「内部統制チーム」に報告するものとする。「内部統制チーム」は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。

イ. 監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し取締役その他の指揮命令を受けない。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について本定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりですが、詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

（参考URL <http://www.kyokuyo.co.jp/ir/pdf/boueisaku20.pdf>）

当社は大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うかどうかは、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えます。また、当社株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ十分な情報が提供される必要があると考えます。

当社はこのような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為についての情報収集並びに検討期間及び代替案の提示の機会の確保を目的として、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として当社株主全体の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当てなど、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認められる措置をとることがあります。

本方針を適切に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するための機関として、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、当社経営陣から独立した当社社外監査役及び有識者より選任いたします。

大規模買付ルールの概要は下記のとおりです。

- ① 大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出
- ② 「大規模買付情報」の提供と開示
- ③ 取締役会評価期間の設定
- ④ 取締役会ならびに独立委員会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び、適切と判断する時点での開示
- ⑤ 大規模買付行為は、取締役会の評価期間の経過後にのみ開始

なお、平成23年5月13日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当該方針を一部変更するとともに、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類の第5号議案「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」（50頁から67頁）をご覧ください。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実と利益還元のための安定配当の継続を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり5円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額については表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	56,145	流動負債	50,190
現金及び預金	3,382	支払手形及び買掛金	6,689
受取手形及び売掛金	18,884	短期借入金	36,102
リース投資資産	1,045	リース債務	393
商品及び製品	26,598	未払法人税等	1,072
仕掛品	725	賞与引当金	711
原材料及び貯蔵品	2,357	役員賞与引当金	6
繰延税金資産	561	その他	5,213
その他	2,634		
貸倒引当金	△43	固定負債	9,178
		長期借入金	3,622
固定資産	20,779	リース債務	458
有形固定資産	12,331	退職給付引当金	4,350
建物及び構築物	3,844	特別修繕引当金	74
機械装置及び運搬具	995	役員退職慰労引当金	14
船	2,113	長期未払金	358
土地	3,796	資産除去債務	49
リース資産	1,271	その他	250
建設仮勘定	47	負債合計	59,369
その他	262	(純資産の部)	
無形固定資産	777	株主資本	17,785
のれん	352	資本金	5,664
リース資産	18	資本剰余金	749
その他	406	利益剰余金	12,119
投資その他の資産	7,669	自己株式	△747
投資有価証券	4,035	その他の包括利益累計額	△707
繰延税金資産	2,956	その他有価証券評価差額金	△742
その他	699	繰延ヘッジ損益	83
貸倒引当金	△21	為替換算調整勘定	△48
資産合計	76,925	少数株主持分	477
		純資産合計	17,555
		負債及び純資産合計	76,925

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		162,731
売 上 原 価		144,085
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,645
		17,056
営 業 利 益		1,588
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	89	
受 取 配 当 金	85	
外 国 為 替 差 益	232	
補 助 金 収 入 益	67	
雑 収 益	155	631
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 失	380	
雑 損 失	56	436
経 常 利 益		1,783
特 別 利 益		
特 別 固 定 資 産 処 分 益	5	
負 債 の 繰 上 償 還 益	29	
貸 倒 引 当 金 戻 入 差 益	6	42
特 別 損 失		
特 別 固 定 資 産 処 分 損	5	
災 害 に よ る 損 失	621	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	202	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	112	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	27	
そ の 他	1	970
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		854
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,195	
法 人 税 等 調 整 額	△396	799
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		55
少 数 株 主 持 分 損 失		2
当 期 純 利 益		58

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	百万円 5,664	百万円 749	百万円 12,589	百万円 △612	百万円 18,391
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△529		△529
当 期 純 利 益			58		58
自 己 株 式 の 取 得				△135	△135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			△470	△135	△606
平成23年3月31日残高	5,664	749	12,119	△747	17,785

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定		
平成22年3月31日残高	百万円 △333	百万円 24	百万円 △30	百万円 485	百万円 18,538
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△529
当 期 純 利 益					58
自 己 株 式 の 取 得					△135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△409	58	△17	△8	△376
当 期 変 動 額 合 計	△409	58	△17	△8	△982
平成23年3月31日残高	△742	83	△48	477	17,555

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称
 キョクヨー秋津冷蔵㈱、極洋海運㈱、極洋商事㈱、極洋食品㈱、極洋水産㈱、
 キョクヨー総合サービス㈱、キョクヨーフーズ㈱、サポートフーズ㈱、
 キョクヨーマリンファーム㈱、㈱ジョッキ、キョクヨーマリン愛媛㈱、極洋フレッシュ㈱、
 海洋フーズ㈱、エス・ティール・アイ㈱、Kyokuyo America Corporation、
 Kyokuyo Shipping Panama S.A.、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、
 Kyokuyo Europe B.V.、他5社
2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社はありません。

持分法を適用していない関連会社の名称
 インテグレート・システム㈱、他1社

持分法を適用していない関連会社2社に対する投資については、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の連結会計年度に関する事項

連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、他2社の6社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を記載し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 重要な会計方針
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券			
その他有価証券	時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は平均法により算定しております。)	
	時価のないもの	移動平均法による原価法	
デリバティブ	時価法		
たな卸資産	主として総平均法による原価法		

なお、収益性の低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	全ての建物、当社の賃貸事業用資産及び在外連結子会社は定額法によっております。また、物流サービス事業の船舶は定額法によっております。その他は定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>13年～31年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～13年</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	13年～31年	機械装置及び運搬具	5年～13年	船舶	3年～20年
建物及び構築物	13年～31年						
機械装置及び運搬具	5年～13年						
船舶	3年～20年						
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。						
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。						

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担するべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異(3,949百万円)は15年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
特別修繕引当金	船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨オプションについては、振当処理によっております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

既に経過した期間についてのヘッジ対象とヘッジ手段との時価またはキャッシュ・フロー変動額を比較する方法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年又は10年で均等償却しております。

6. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計処理の原則及び手続の変更

(「資産除去債務に関する会計基準」等の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより当連結会計年度の営業利益及び経常利益は、それぞれ3百万円減少し、税金等調整前当期純利益は30百万円減少しております。

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に関する会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(2) 表示方法の変更

- ① 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。
- ② 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	973百万円
機械装置及び運搬具	210 "
船舶	1,681 "
土地	1,465 "
投資有価証券	1,178 "
計	5,509 "

(2) 担保設定の原因となる債務

短期借入金	480百万円
一年内返済長期借入金	415 "
長期借入金	2,134 "
計	3,030 "

2. 有形固定資産減価償却累計額

15,198百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

THE UNION FROZEN PRODUCTS CO., LTD. 1,000百万円

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書関係注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数 普通株式	109,282,837	—	—	109,282,837

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	529	5	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成23年6月24日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	525	利益剰余金	5	平成23年3月31日	平成23年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【金融商品関係注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備資金(長期)であります。なお、デリバティブは、社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日(当連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)現金及び預金	3,382	3,382	—
(2)受取手形及び売掛金	18,884	18,884	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	3,588	3,588	—
(4)支払手形及び買掛金	(6,689)	(6,689)	—
(5)短期借入金	(35,074)	(35,074)	—
(6)長期借入金	(4,650)	(4,402)	△ 248
(7)デリバティブ(※2)	138	139	1

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	397	594	197
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,454	2,994	△ 1,459
合計		4,851	3,588	△ 1,262

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金のうち一年内返済長期借入金1,028百万円は、長期借入金に含めております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの 該当するものではありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	時価	当該時価の算定方法
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	184	183	先物為替相場によっている
	買建 米ドル	買掛金	3,308	3,447	
合計			—	—	

契約額のうち1年を超えるものはありません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額446百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【1株当たり情報関係注記】

1. 1株当たり純資産額 162円60銭

2. 1株当たり当期純利益 55銭

(注) 算定上の基礎

当期純利益 58百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る当期純利益 58百万円

期中平均株式数 105,551千株

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月23日

株式会社 極 洋
取 締 役 会 御中

井 上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 平 松 正 己^①
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐 藤 賢 治^①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担及び監査役会が参考にするとして定めた「日本監査役協会の監査基準」等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 5月27日

株式会社 極 洋 監査役会

常勤監査役
社外監査役 細 川 高 稔[Ⓔ]

常勤監査役
社外監査役 中 山 昌 生[Ⓔ]

監査役 久 保 光太郎[Ⓔ]

監査役 千 倉 信 夫[Ⓔ]

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	47,903	流動負債	43,923
現金及び預金	1,629	外貨支払手形	119
受取手形	8	買掛金	6,166
売掛金	18,544	短期借入金	29,918
商品及び製品	24,501	一年内返済長期借入金	396
原材料及び貯蔵品	2	リース債務	33
前払費用	312	未払税金	1,833
繰延税金資産	122	未払法人税等	889
短期貸付金	409	未払消費税等	63
未収入金	2,033	未払費用	1,051
その他の金	183	預り金	2,992
貸倒引当金	163	賞与引当金	452
	△8	その他	5
固定資産	14,607	固定負債	4,951
有形固定資産	4,354	長期借入金	576
建物	1,499	リース債務	74
構築物	170	長期未払金	208
機械装置	402	資産除去債務	27
船舶	67	退職給付引当金	4,039
車両運搬具	4	その他	24
器具及び備品	187		
土地	1,922	負債合計	48,875
リース資産	84	(純資産の部)	
建設仮勘定	15	株主資本	14,408
無形固定資産	346	資本金	5,664
地権	21	資本剰余金	749
ソフトウェア	309	資本準備金	742
リース資産	15	その他資本剰余金	7
その他	0	利益剰余金	8,742
投資その他の資産	9,907	利益準備金	673
投資有価証券	3,691	その他利益剰余金	8,068
関係会社株	2,462	別途積立金	1,560
出資	21	繰越利益剰余金	6,508
関係会社出資金	23	自己株式	△747
長期貸付金	315	評価・換算差額等	△773
未収入金	725	その他有価証券評価差額金	△856
繰延税金資産	2,226	繰延ヘッジ損益	83
預け保証金	437		
その他の	7	純資産合計	13,635
貸倒引当金	△3	負債及び純資産合計	62,511
資産合計	62,511		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円 百万円
売 上 高	148,009
売 上 原 価	131,437
売 上 総 利 益	16,572
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,492
営 業 利 益	2,080
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	105
受 取 配 当 金	156
外 国 為 替 差 益	49
雑 収 益	70
381	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	270
雑 損 失	3
274	
経 常 利 益	2,187
特 別 利 益	
特 別 収 益	0
0	
特 別 損 失	
特 別 損 失	3
3	
災 害 に よ る 損 失	443
443	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	227
227	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	201
201	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	12
12	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11
11	899
税 引 前 当 期 純 利 益	1,288
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	994
法 人 税 等 調 整 額	△412
581	
当 期 純 利 益	706

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金
平成22年3月31日残高	百万円 5,664	百万円 742	百万円 7
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
平成23年3月31日残高	5,664	742	7

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金		
平成22年3月31日残高	百万円 673	百万円 1,560	百万円 6,331	百万円 △612	百万円 14,367
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△529		△529
当 期 純 利 益			706		706
自 己 株 式 の 取 得				△135	△135
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	177	△135	41
平成23年3月31日残高	673	1,560	6,508	△747	14,408

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	
	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	△534	24	13,857
当期変動額			
剰余金の配当			△529
当期純利益			706
自己株式の取得			△135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△321	58	△263
当期変動額合計	△321	58	△221
平成23年3月31日残高	△856	83	13,635

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び 移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

なお、収益性の低下したたな卸資産については帳簿価額を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物と賃貸事業用資産については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 13年～31年

機械装置及び車両運搬具 6年～13年

船舶 7年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異（3,949百万円）は15年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨オプションについては、振当処理によっております。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び借入金
- c. ヘッジ方針
為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を利用しております。
- d. ヘッジ有効性評価の方法
既に経過した期間についてのヘッジ対象とヘッジ手段との時価又はキャッシュ・フロー変動額を比較する方法によっております。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- (5) 会計方針の原則又は手続きの変更
- (「資産除去債務に関する会計基準」等の適用)
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は、それぞれ1百万円減少し、税引前当期純利益は14百万円減少しております。
- (「企業結合に関する会計基準」等の適用)
当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、『研究開発費等に関する会計基準』の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

2. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	216百万円
構築物	24 "
機械装置	63 "
土地	380 "
投資有価証券	1,178 "
計	1,863 "

② 担保設定の原因となる債務

一年内返済長期借入金	68百万円
長期借入金	68 "
計	136 "

(2) 有形固定資産減価償却累計額 3,978百万円

(3) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

極洋水産(株)	2,150百万円
(株)ジョッキ	1,344 "
その他	7,327 "
計	10,821百万円

(内 当社分担保証額 9,822百万円)

上記のうちの外貨建て保証債務

ドル建て	916百万円 (10,890千米ドル)
パーツ建て	679 " (240百万パーツ)
ユーロ建て	23 " (200千ユーロ)

(4) 関係会社に対する債権債務

① 短期金銭債権	3,273百万円
② 長期金銭債権	1,028 "
③ 短期金銭債務	3,843 "
④ 長期金銭債務	24 "

(5) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書に関する事項	
(1) 関係会社に対する売上高	14,631百万円
(2) 関係会社からの仕入高	24,584百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	
受取利息他	60百万円
受取配当金	75 "
(4) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	
4. 株主資本等変動計算書に関する事項	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,247,756株
5. 税効果会計に関する事項	
(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	
退職給付引当金	1,615百万円
賞与引当金	180 "
役員退職慰労引当金	83 "
商製品評価損	49 "
未払事業税	69 "
減損損失累計額	45 "
その他有価証券評価差額金	570 "
その他	171 "
繰延税金資産小計	2,787 "
評価性引当金	△96 "
繰延税金資産合計	2,690 "
(2) 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延ヘッジ損益	55百万円
繰延税金負債合計	55 "
(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

6. リースにより使用する固定資産に関する事項

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部の資産については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	事業年度末 残高相当額 (百万円)
器具・備品	49	41	8
機械装置	1	0	0
車両運搬具	4	2	1
ソフトウェア	24	22	2
合計	80	67	13

(2) 未経過リース料相当額

1年内	10百万円
1年超	3 "
合計	13 "

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	22百万円
減価償却費相当額	20 "
支払利息相当額	0 "

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(6) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する事項
子会社等

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
		百万円		%	名			百万円		百万円
キョクヨー秋津冷蔵株式会社	大阪市	80	冷蔵倉庫業	所有直接100	転籍4 兼務1	当社及び子会社の製商品を保管	保管料	878	未払金 長期未収入金	80 725
極洋商事株式会社	東京都港区	60	水産物・農畜産物等の買付販売	所有直接100	転籍3 兼務1	当社及び子会社の製商品を販売し、又当社は商品を仕入れ	製商品販売 商品仕入	4,116 600	売掛金 買掛金	345 46
極洋食品株式会社	宮城県塩釜市	100	冷凍食品・チルド食品の製造	所有直接90 間接10	転籍2 兼務4	当社は原料を販売し、又当社は製品を仕入れ	製商品販売 商品仕入	3,902 7,048	売掛金 買掛金	611 308
極洋水産株式会社	静岡県焼津市	192	海外まき網漁業・鯷鮪の加工及び冷蔵倉庫業	所有直接100	転籍4 兼務2	当社は原料を販売し、又当社は製品を仕入れ	原料販売 保管料	23 290	売掛金 未払金	5 38
キョクヨーフーズ株式会社	愛媛県北宇和郡松野町	30	冷凍食品・チルド食品の製造	所有直接100	転籍3 兼務2	当社は原料を販売し、又当社は製品を仕入れ	原料販売 製品仕入	249 1,599	売掛金 買掛金	11 147
極洋フレッシュ株式会社	東京都江戸川区	90	鮪その他水産物の加工及び販売	所有直接100	転籍2 兼務2	当社及び子会社の原料を販売し、又当社は製品を仕入れ	製商品販売 商品仕入	561 728	売掛金 買掛金	90 104
キョクヨーマリンファーム株式会社	高知県幡多郡大月町	30	鮪その他水産物の養殖・加工及び販売	所有直接83.3 出向16.7 間接	転籍1 出向1 兼務1	当社は養殖設備の一部を賃貸、又当社は養殖魚を仕入れ	設備の賃貸 商品仕入	85 644	売掛金 買掛金	— 149
エス・ティー・アイ株式会社	東京都港区	200	食品・惣菜の製造販売生鮮魚介類の輸出入販売	所有直接100	転籍1 兼務2	当社及び子会社の製商品を販売	製商品販売 資金の貸付 利息の受取(注③)	1,334 850 3	売掛金 短期貸付金 長期貸付金 未収入金	452 390 210 1
サポートフーズ株式会社	北海道小樽市	50	冷凍食品・チルド食品の製造	所有直接45	転籍1 兼務3	当社及び子会社の原料を販売し、又当社は製品を仕入れ	原料販売 製品仕入	545 629	売掛金 買掛金	79 61
株式会社ジョッキ	東京都練馬区	60	海産物珍味の製造及び販売	所有直接70	出向1 兼務1	当社及び子会社の原料を販売し、又当社は製品を仕入れ	原料販売 製品仕入	726 96	売掛金 買掛金	110 13

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
Kyokuyo America Corporation	Seattle Washington U. S. A.	千米ドル 3,000	水産物等の買付販売	% 所有直接100	名 兼務 2	当社及び子会社の製商品を販売し、又当社は商品を仕入れ	製商品販売 商品仕入	百万円 527 6,768	売掛金 買掛金	百万円 37 5
K&U Enterprise Co.,Ltd.	Ampur Muang Samutsakorn Thailand	百万バート 120	冷凍食品の製造及び販売	所有直接50	名 兼務 2	当社は原料を販売し、又当社及び子会社は製品を仕入れ	原料販売 製品仕入	959 2,241	売掛金 買掛金	258 —
Kyokuyo Europe B.V.	Luchthaven Schiphol The Netherlands	千ユーロ 250	冷凍食品の買付販売	所有直接100	名 兼務 2	当社及び子会社の製商品を販売し、又当社は商品を仕入れ	製商品販売 商品仕入	126 1,237	売掛金 買掛金	— 7

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等が含まれています。
- ② 取引条件ないし取引条件の決定方針等一般取引先と同様であります。
- ③ エス・ティー・アイ(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、長期については返済条件は3年、半年賦返済としている。なお、担保は受け入れておりません。

8. 1株当たり情報に関する事項

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 129円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円69銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 当期純利益 | 706百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | —百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 706百万円 |
| 期中平均株式数 | 105,551千株 |

- (3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月23日

株式会社 極 洋
取 締 役 会 御中

井 上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 平 松 正 己^①
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐 藤 賢 治^①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき5円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 525,175,405円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
①	福井清計 (昭和14年9月17日生)	昭和37年4月 当社入社 平成元年8月 当社東京支社長 平成2年6月 当社取締役東京支社長 平成6年6月 当社常務取締役営業部長 平成8年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役会長CEO 現在に至る	170,000株
②	多田久樹 (昭和23年1月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 当社企画部長 平成13年6月 当社総務部長 キョクヨー総合サービス(株)代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役総務部長 平成16年5月 当社常務取締役総務部長 平成16年10月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	49,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
③	門田 憲一 (昭和23年3月20日生)	昭和45年4月 当社入社 平成6年6月 当社札幌支社長 平成9年6月 当社大阪支社長 平成12年6月 当社取締役大阪支社長 平成13年6月 当社取締役水産部長 平成16年5月 当社常務取締役水産部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社常務取締役水産部長 平成18年4月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 現在に至る	97,000株
④	今井 賢司 (昭和25年2月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年4月 当社仙台支社長 平成16年6月 当社大阪支社長 平成18年6月 当社取締役大阪支社長 平成20年6月 当社常務取締役水産加工第1部長 平成21年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社専務取締役 現在に至る	61,000株
⑤	須藤 時廣 (昭和23年10月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年10月 当社水産部鯷鮪販売部長 平成15年4月 当社食品部食品第1部長 平成15年6月 当社取締役食品部長兼食品部食品第1部長 平成16年6月 当社取締役食品部長 平成17年4月 当社取締役水産加工部長 平成18年4月 当社取締役水産加工第4部長 平成19年10月 当社取締役鯷鮪事業部長 平成21年6月 当社常務取締役鯷鮪事業部長 平成21年8月 当社常務取締役 現在に至る	68,000株
⑥	上居 隆 (昭和25年10月7日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年4月 当社水産部水産第1部長 平成17年4月 当社水産加工部水産加工第1部長 平成18年4月 当社水産加工第1部長 平成20年6月 当社大阪支社長 平成21年6月 当社取締役大阪支社長 平成22年6月 当社常務取締役水産冷凍食品部長 平成23年4月 当社常務取締役 現在に至る	27,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
⑦	村上吉男 (昭和26年5月29日生)	昭和49年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成12年7月 同行執行役員東京公務部長 平成15年6月 同行執行役営業推進本部長 平成16年6月 当社取締役 平成16年10月 当社取締役経理部長 平成22年6月 当社常務取締役経理部長 平成23年4月 当社常務取締役 現在に至る	24,000株
⑧	保坂正美 (昭和24年5月8日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年4月 当社水産部水産第3部長 平成16年6月 当社仙台支社長 平成20年6月 当社総務部長 平成22年6月 当社取締役総務部長 現在に至る	26,000株
⑨	松行健一 (昭和28年2月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年8月 当社大阪支社食品部長 平成14年4月 当社東京支社食品部長 平成17年4月 当社水産加工部水産加工第2部長 平成18年4月 当社常温食品部長 平成22年6月 当社取締役常温食品部長 現在に至る	37,000株
⑩	雲津雅行 (昭和25年12月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年8月 当社大阪支社水産部長 平成15年4月 当社水産部水産第2部長 平成17年4月 当社水産部水産第1部長 平成18年4月 当社札幌支社長 平成22年6月 当社東京支社長 現在に至る	31,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役千倉信夫氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
荒 砥 誠 (昭和21年12月6日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 当社名古屋支社長 平成16年6月 極洋水産㈱常務取締役 平成17年4月 当社海外事業部長 平成17年6月 当社取締役海外事業部長 現在に至る	42,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
長谷川 俊 明 (昭和23年9月13日生)	昭和52年4月 弁護士登録 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所 パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 現在に至る	0株

(注) 1. 長谷川俊明氏は当社と顧問契約を締結しております。
2. 長谷川俊明氏は社外監査役候補者であります。
3. 長谷川俊明氏は弁護士であり、法律の専門家として主としてコンプライアンス等の観点より経営監視機能の充実が図れるものと考えます。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買取防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月26日開催の当社第85回定時株主総会において、当社株式の大規模買付に関する対応方針（以下「現プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、その有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買取防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、現プランの内容を一部変更（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することといたしました。そこで、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直すとともに、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対しての情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、期限を延長することができるものとしました。
- ② 当社取締役会が必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がなされれば、当社取締役会は求める情報が全て揃わなくとも、情報提供に係る交渉を終了し取締役会の評価・検討を開始する場合があることとしました。
- ③ 大規模買付ルールを遵守した場合でも例外的に対抗措置をとる場合は、例示する類型の一部を見直すとともに、類型に該当するだけでなく、その結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ④ 大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、取締役会が求めた必要情報の一部が提出されないことのみをもって、ルールを遵守しないと認定することがない旨を明記しました。
- ⑤ その他、①から④までの見直しに関連する引用個所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）によっていわゆる株券の電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正ならびに文言の整理等を行いました。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような上場会社株式の大規模な買付や買付提案のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対し、明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が、買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

II 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値向上への取り組み

世界的に経済の先行きが不透明な状況のなかで、去る3月11日に発生した東日本大震災の影響で景気や雇用、所得などへの先行き不安から、個人消費については買い控えの傾向がより強まることが考えられます。従いまして、食品など生活必需品に関しては、需要は底堅く推移するとしても、お客様の選択はよりシビアなものとなり、商品・サービスの価値が厳しく問われるこ

とになると予想されます。

このような経営環境のもとで、当社グループは平成21年度から平成23年度までの3カ年中期経営計画『キョクヨーチャレンジ2012』を策定し、『加工戦略』と『グローバル戦略』を2つの柱として事業展開しております。加工戦略につきましては加工原料の確保、M&Aなどによる国内外の生産拠点の拡充を行い消費者ニーズにきめ細やかに対応できるよう努めております。グローバル戦略につきましてはタイの合弁会社KUE社における寿司種・冷凍寿司ビジネスの展開や、世界的に日本食の文化が浸透しつつあること、ならびに少子高齢化など国内の問題点を踏まえ、米国・中国・東南アジア・ヨーロッパに所在する現地法人、駐在員事務所との連携による日本産水産物の輸出、三国間貿易などにより、事業基盤を拡大してまいります。特に、東南アジアについては今後有力な市場であると見込まれることから、重点的に取り組んでまいります。加えてグローバル戦略を成功裡に導くためにはブランド力や商品提案力の向上はもとより、生産プロセスの改善によるコスト競争力の強化が不可欠であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関しては、公正な経営を実現することを優先課題としています。取締役会・監査役会・会計監査人など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。これらの考え方は当社の企業理念と行動指針に基づいております。

【企業理念】

人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

【行動指針】

1. お客様の満足を得る努力が行動の原点
2. 一人ひとりの英知を結集、気力・体力を駆使し明日へチャレンジ
3. コスト意識の徹底、発想の転換
4. 従業員・株主・社会にとり価値ある企業として発展

当社は現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでおります。また、総合食品企業としてお客様に安心・安全でおいしい商品を提供することが当社の社会的責任であると考えております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況
上記の基本的な考え方に基づき取締役会につきましては経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、平成14年6月の定時株主総会の決議により取締役の任期を1年とするとともに、平成17年6月開催の定時株主総会の決議により取締役の員数を20名以内から15名以内に改定しました。監査役会は監査役4名のうち社外監査役を2名とし、経営者に対する監督機能の強化をはかっております。

内部統制につきましては「内部統制システムの基本方針」に基づき専任の「内部統制チーム」を設置し、内部統制システムがグループ全体でより有効に機能するよう体制の整備・運用・改善を進めております。

食品会社にとって最も重要な食の安心・安全の確保については品質保証部を設置、当社及び当社グループ全体を対象として、品質保証体制の構築と改善・指導にあたっております。また「食事故及び苦情に関する規則」等の社内規則に基づき、食事故発生時には全社的に速やかに対応できる体制を整備しております。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかっております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 大規模買付ルール導入の目的

当社は企業理念として、人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し、社会とともに成長することを目指しています。そのためには、まず、安心・安全な食品を安定してお届けすることが、当社に課せられている第一義の使命であると考えます。

当社グループは食品生産から流通、販売の各過程において、蓄積した技術や経営ノウハウをブランドに表象し、この使命を着実に実行することにより今日の基盤を作り上げてきました。当社が更に成長するためにはブランド力に一層磨きをかけ、株主・お客様・従業員をはじめとする利害関係者との信頼関係をより強化し、こうしたステークホルダーの皆様との共存・共栄が求められます。そしてこのことは日本の食生活と食文化の向上にもつながると考えます。

更に、昨今食品会社の不祥事が大きな社会問題として取り上げられ、お客様の食品に対する不信が高まっている状況のもとで、当社に対する信頼を確保するためには、品質保証の仕組みをより高いレベルで再構築するとともに、経営や事業に携わる者の一層のモラルの高揚が何よりも重要であると考えます。

翻って大規模買付行為について考えますに、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される行為は排除されなくてはなりません、一定の合理的なルールに則った買付行為の場合、株主の皆様が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に関して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保することは、当社取締役会の責務であります。

よって以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、現プランの内容を一部変更したうえ本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照下さい。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者（注）の中から選任します。独立委員会の委員には、細川高稔氏、中山昌生氏、長谷川俊明氏の3氏が就任いたします（各委員の略歴につきましては別紙3をご参照下さい。）。

独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、取締役会の諮問に対して勧告するものとし、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストにしたがい、本必要情報を取締役に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑤ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めた上で追加的に情報提供を求めることがあります。

取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨を、大規模買付者に通知するとともに公表することとします。取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を上限として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、

大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置を取ることがあります。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不相当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.（3）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。取締役は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）等の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができますものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響

取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具

体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続をとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

（3）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割り当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。」

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

7．大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有

効期限は平成26年6月に開催される定時株主総会終結の時までとします。また、本プランは、本株主総会により継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

IV 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様が意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

5. 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

当社株式の状況（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 437,000,000株
2. 発行済株式総数 109,282,837株
3. 株主数 24,533名
4. 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	6,106	5.81
三井住友海上火災保険(株)	5,701	5.42
㈱りそな銀行	5,234	4.98
農林中央金庫	4,450	4.23
東洋製罐(株)	3,150	2.99
カップ・クリエイト(株)	2,100	1.99
東京海上日動火災保険(株)	2,075	1.97
極洋秋津会	1,572	1.49
中央魚類(株)	1,399	1.33
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,246	1.18

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
3. 当社の所有自己株式は4,247,756株であり、発行済株式総数に対する割合は3.88%であります。
4. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から、取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会の委員略歴

細川 高 稔 (ほそかわ たかとし)
(昭和28年3月19日生)
昭和51年4月 (株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行
平成13年11月 同行検査部長
平成15年5月 同行虎ノ門支店長
平成16年6月 当社常勤監査役
現在に至る

中山 昌 生 (なかやま まさたか)
(昭和32年12月10日生)
昭和55年4月 農林中央金庫入庫
平成17年7月 同金庫ロンドン支店長
平成20年7月 同金庫資金為替部長
平成22年6月 当社常勤監査役
現在に至る

細川高稔氏及び中山昌生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

長谷川 俊 明 (はせがわ としあき)
(昭和23年9月13日生)
昭和52年4月 弁護士登録
昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー
平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設
現在に至る

長谷川俊明氏は、当社と顧問契約を締結しております。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使下さいませようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。) 議決権行使サイトはパソコン向けサイトのみで、携帯電話向けサイトはありません。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は平成23年6月23日(木曜日)の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次ページのヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時

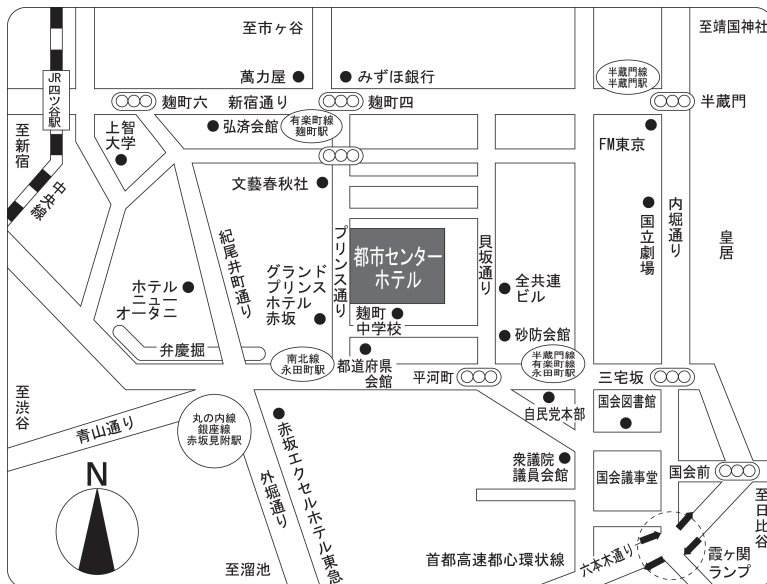
《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 都市センターホテル（日本都市センター会館内）
 3階 コスモスホール



交通機関と所要時間

- ◆東京メトロ 有楽町線 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- ◆東京メトロ 丸の内線・有楽町線・半蔵門線 9b番出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 丸の内線・有楽町線 9b番出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 丸の内線・銀座線 赤坂見附駅 D番出口より徒歩約8分
- ◆JR中央線 四ツ谷駅 麹町口より徒歩約14分
- ◆都バス 平河町二丁目・都市センター前 (新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前)